

平成 29 年度における専攻医定員枠の設定方針（案）

専攻医の激変や偏在を防ぐため、平成 29 年度については、専攻医の定員枠を次のとおり計算をしてはどうか。

1. 基本的な考え方

- 現在の後期研修医の配置状況からの激変を避けるため、専門研修プログラムを運用する研修施設群（基幹施設及び連携施設）の過去 3 年間の採用実績に基づき、プログラムごとに、定員の上限である定員枠を設定する。
- 都市部への専攻医の集中を防ぐため、
 - ・ 都市部の都道府県のプログラムの定員枠は、過去の採用実績の 1.0 倍、
 - ・ 都市部以外の都道府県のプログラムの定員枠は、過去の採用実績の 1.2 倍とする。
- 都道府県ごとの定員枠は、診療領域ごとに、各都道府県のプログラムごとの定員枠を合計した値とする。
- 診療領域ごとの定員枠は、各都道府県の定員枠を診療領域ごとに合計した値とする。
- 研修医の希望状況調査に基づく希望者数を踏まえ、診療領域ごとの定員枠について必要な調整を行い、当該補正割合に応じて都道府県ごと・プログラムごとの定員枠を補正する。
- プログラムごと、都道府県ごとの定員枠それぞれに、特例的に最低値を設定する。

2. 過去の採用実績

専門研修プログラムを運用する研修施設群（基幹施設及び連携施設）の過去の採用実績は、現在、当該研修施設群に在籍する卒後 3～5 年目の医師の平均とする。

※ 平成 28 年 5 月 1 日時点の卒後 3～5 年目医師の在籍状況について調査を実施中

3. 都市部の設定

- 臨床研修医の募集定員上限に比して後期研修医が多く集まっており、かつ後期研修医数自体も多い都道府県を都市部とする。
- 具体的には、例えば、診療領域ごとに次の条件を満たす都道府県を都市部として設定する。

都市部の都道府県の設定方法の例

②／①の値が X%以上

かつ

②の値が Y%以上

② 当該都道府県における後期研修医数^{※1}が
全国の後期研修医数に占める割合

② 当該都道府県における後期研修医数^{※1}
が全国の後期研修医に占める割合

① 当該都道府県における臨床研修医の募集
定員上限^{※2}が、全国の臨床研修医募集定
員上限に占める割合

※1 医籍登録後2年以上5年未満の医療施設従事医師数（平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査）

※2 平成27年度医師臨床研修 都道府県別募集定員の上限（各都道府県の人口、医学部入学定員、離島人口等の地理的条件、直近の研修医採用実績等に応じて設定）

- 過去3年間の採用実績の平均が一定数を下回る各診療領域（例えば、臨床検査、形成外科、リハビリテーション科）については、都市部の都道府県を設定しない。

4. 研修医の希望状況調査

- 診療領域ごとに、研修医の希望状況調査に基づく希望者数を踏まえ、希望者数に対する定員枠の倍率について必要な調整を行うことで、プログラムごとの定員枠を補正する。この考え方については、次回以降具体的に検討する。
- 総合診療専門医のプログラムごとの定員枠についても、研修医の希望状況調査等の結果を踏まえ、次回以降具体的に検討する。

5. 最低限の定員枠を保つための特例

- プログラムごとの最低限の定員枠は、例えば、各プログラムの過去の採用実績を1.2倍（都市部は1.0倍）した値が2未満である場合に、2人とする。
- ※ 特例措置により、都道府県ごとの定員が過去実績を大きく超える場合、都市部に限って全体の圧縮等を検討する。
- 各都道府県の最低限の定員枠は、例えば、診療領域ごとの過去の採用実績を、各都道府県の臨床研修医の募集定員上限が全国の募集定員上限に占める割合に応じて按分し、その数を1.2倍（都市部は1.0倍）した値とする。